

## ■ 役員変更等届出書 提出時チェックリスト

書類作成時の、また、提出前の確認用として、ご活用ください。

役員変更等届出書は、役員変更(再任を含む)があった場合、速やかに福島市に提出してください。

なお、記載項目は形式的要件であり、内容の確認後に、別途ご連絡することもございます。

書類名	部数	チェック項目	✓
役員変更等届出書	1部	市の様式(様式第4号)を使用しているか。	<input type="checkbox"/>
		法人の名称、主たる事務所所在地、代表者の氏名、電話番号の記載と押印があるか。	<input type="checkbox"/>
		変更年月日、変更事項、変更内容が記載されているか。	<input type="checkbox"/>
変更後の役員名簿	2部	役員全員の役職名、氏名、住所、報酬の有無が記載されているか。 ※報酬の有無について記載がない法人が多く見受けられます。	<input type="checkbox"/>
		報酬を受ける役員の数、役員総数の1/3以下であるか。	<input type="checkbox"/>
※役員の就任承諾書 及び 誓約書の写し	1部	新任の役員について、添付されているか。	<input type="checkbox"/>
		就任承諾書及び誓約書に、「法第20条各号に該当しないこと」、「法第21条の規定に違反しないこと」の誓約文が入っているか。	<input type="checkbox"/>
※役員の住所又は 居所を証する書面	1部	新任の役員について、添付されているか。	<input type="checkbox"/>

※就任承諾書及び誓約書の写し、住所又は居所を証する書面(住民票)は、新任の役員についてのみ必要です。  
(理事から監事、監事から理事に就任した場合も新任に該当します)

～手続きは役員の辞任・新任の場合だけではありません！～

役員の任期はNPO法で最長2年間とされていますので、少なくとも2年に1度は改選を実施します。

役員が全員再任の場合でも役員変更等届出書の提出が必要です。

法務局への手続きは行っていたが、所轄庁への手続きを忘れていた…というケースが多く見受けられます。

届出が必要なケースについて、再度確認しましょう。

届出が必要な変更事項

- (1) 任期満了
- (2) 再任
- (3) 死亡
- (4) 辞任
- (5) 解任
- (6) 氏名、住所又は居所の変更
- (7) 新任

多くの場合、1回の届出は複数の理由の組み合わせになります。

(例) 任期満了による全役員の再任の場合

(例) 福島太郎の理事の辞任に伴い、渡利花子が理事に新任する場合

役員の改選があった場合、市に報告する準備を進めておきましょう。